

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	18 - 1	担当課	保健福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	97条	不利益処分の種類	県福祉人材センターに対する監督命令	
<p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)]</p> <p>(監督命令)</p> <p>第97条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第94条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(業務)</p> <p>第94条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。(2) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。(3) 社会福祉事業を営業者に対し、第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。(4) 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。(5) 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。(6) 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。(7) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。						